

○釧路司法書士会補助者規程

第1章 補助者

(補助者の定義)

第1条 補助者とは、司法書士が司法書士法(以下「法」という。)第3条の業務を行うにつき、その事務を補助させるため使用する者をいう。

(使用の制限)

第2条 会員は、次の各号に該当する者を、補助者として使用することができない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人又は禁治産者、準禁治産者
- (2) 補助者として使用することが司法書士制度の目的に反する者

(届出の提出)

第3条 会員は、補助者を置いたときは、会則第100条により次の各号の書類並びに所定の手数料を添えて届出書を提出し、また第8条記載の補助者証の交付を受けなければならない。

- (1) 補助者となるべき者の自筆履歴書
 - (2) 使用制限に該当していない旨の誓約書
 - (3) 住民票の写し
 - (4) 写真2枚
- 2 本会は、前項の届出書を受け取ったときは、遅滞なく地方法務局長に通知しなければならない。
- 3 会員は、補助者の氏名又は住所に変更があったときは、すみやかに本会に届け出なければならない。

(退職等の届出)

第4条 会員は、補助者を置かなくなった届出をするときは、その事由を記載した届出書を本会に提出しなければならない。

- 2 本会は、前項の届出書を受け取ったときは、遅滞なく地方法務局長に通知しなければならない。

(会の処置)

第5条 本会は、必要がある場合は、会員に対して第3条及び第4条に関して是正すべき旨の指導、又は届出若しくは申請を促す催告を行うものとする。

(会員の指導等)

第6条 本会は会員に対し、補助者の使用について指導することに努めるとともに、会員が会則又はこの規程に反して補助者を使用したときは、会則に従って処置するものとする。

(様式の定め)

第7条 この規程による届出・申請及び通知その他の文書の様式は、本会の定める様式によるものとする。

第2章 補助者証

(補助者証の交付等)

第8条 会員は、本会に手数料を納付して、既に使用届出を提出した補助者についての補助者証の交付を請求することができる。

2 前項の請求をするには、別紙第1号様式の請求書を提出し、補助者証の交付を求める補助者の顔写真1枚(発行前3ヶ月以内のもの)を添付しなければならない。

3 第1項の規定により発行する補助者証には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 補助者の氏名及び生年月日

(2) 会員の事務所の所在地・電話番号

従たる事務所の法人会員の場合には、主たる事務所の所在地も記載しなければならない。

(3) 個人会員の場合には、会員の氏名又は職名及び登録番号

(4) 法人会員の場合には、会員の名称及び届出番号

(5) 簡裁訴訟代理関係業務を行うことができる会員の場合には、認定番号

(6) 発行年月日

(7) 発行番号

(8) 写真

4 会員は、補助者証の交付を受けた補助者を置かなくなったときは、直ちに本会に補助者証を返還しなければならない。

(補助者名簿への記載等)

第9条 本会は、補助者名簿に補助者証の発行に関する事項を記載又は記録しなければならない。

(補助者証の携帯)

第10条 会員は、補助者に次の事務をすることを指示した場合には、補助者に補助者証を携帯させなければならない。

一 不動産登記法第2条第14号に規定する登記識別情報の受領

(補助者証の有効期限)

第11条 補助者証の有効期限は、発行の日から5年とする。

(補助者証の継続更新)

第12条 会員は、補助者証の有効期限3ヶ月前から、本会に対し、手数料を納付して、補助者証の交付を受けた補助者について新たな補助者証の交付を請求することができる。

2 前項の請求をするには、別紙第2号様式の請求書を提出し、交付を求める補助者の顔写真2枚(発行日前3ヶ月以内のもの)を添付しなければならない。

3 第1項の新たな補助者証の交付を受けた会員は、交付と引換えに、本会に旧補助者証を返還しなければならない。

(補助者証の記載事項の変更)

第13条 会員は、補助者証の記載事項に変更が生じた場合には、本会に対し、手数料を納付して、新たな補助者証の交付を請求しなければならない。

2 前項の請求をするには、別紙第3号様式の請求書を提出し、交付を求める補助者の顔写真2枚(発行日前3ヶ月以内のもの)を添付しなければならない。

3 第1項の新たな補助者証の交付を受けた会員は、交付と引換えに、本会に旧補助者証を返還しなければならない。

(補助者証の廃止等)

第14条 会員は、いつでも、補助者証を添付して補助者証の廃止を申請することができる。

- 2 会員は、補助者証を滅失、毀損、紛失した場合には、次条第1項に定める請求をするときを除き、直ちに本会に補助者証の廃止を請求しなければならない。
- 3 前2項の請求をするには、別紙第4号様式の請求書を提出しなければならない。

(滅失、毀損等による再発行)

第15条 会員は、補助者証を滅失、毀損、紛失した場合には、前条第2項の規定にかかわらず、本会に対し、手数料を納付して、直ちに新たな補助者証の交付を請求することができる。

- 2 前項の補助者証の請求をするには、別紙第2号様式の申請書を提出し、補助者証の交付を求める補助者の顔写真2枚(発行日前3ヶ月以内のもの)を添付しなければならない。
- 3 前項の請求書には、滅失等の理由を具体的に記載しなければならない。

第3章 その他

(会長への委任)

第16条 この規程を施行するために必要な細目及びこの規程の疑義は、本会の会長が決するところによる。

(規程の改廃)

第17条 この規程の制定、改廃は、理事会の議決を経なければならない。

(事務手数料)

第18条 第3条の事務手数料は、金4,000円とする。但し、補助者証交付の手数料を含むものとする。

- 2 第8条の補助者証の手数料は、金1,000円とする。
- 3 第12条・第13条・第15条の補助者証の手数料は、金2,000円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年11月8日から施行する。